連 結 託 送 供 給 約 款

2027 年 2 月 1 日　実施

石油資源開発株式会社

2026 年 10 月 30 日付 届出

連結託送供給約款　目次

I　基本事項 1

1　約款の適用 1
2　約款の届出及び変更 1
3　用語の定義 1
4　引受条件 4
5　提供を受けた情報の取扱い 5
6　単位及び端数処理 5
7　実施細目 6

II　契約の申込み 7

8　検討の申込み 7
9　託送供給の可否の検討及び通知 7
10　契約の申込み及び成立 8
11　承諾の義務 8
12　託送供給契約の単位 9

III　ガス量及び補償料等の算定 10

13　計量 10
14　契約最大払出ガス量超過補償料 10
15　補償料等の支払い 11
16　保証金 11
17　工事に伴う費用の負担 11
18　その他の設備 12

IV　託送供給 13

19　託送供給の実施 13
20　託送供給するガス量の差異に対する措置 13
21　ガスの過不足の精算 13
22　託送供給の制限等 15
23　託送供給の制限等の解除 16
24　損害の賠償 16
25　立入り 17

Ⅴ　託送供給契約の継続、変更及び終了等 18

26　託送供給契約の継続、変更及び終了 18
27　託送供給契約終了後の関係 19
28　名義の変更 19
29　債権の譲渡及び債務の承継 19

Ⅵ　保安等 20

30　責任の分界 20
31　保安責任 20
32　災害時対応に関する託送供給依頼者の協力 20

附則 21
1　実施期日 21
2　定期修理時等における取扱い 21
3　託送供給検討及び託送供給契約の申込窓口等 21

（別表第 1）払出エリア 22
（別表第 2）ガスの性状、圧力基準値とその監視方法 22
（別表第 3）ガスの受入れのために必要となる設備 24
（別表第 4）注入計画乖離単価 25
（別表第 5）月次繰越ガス量の計算 25
（別表第 6）過不足ガス量精算料の計算 25
（別表第 7）ガスの過不足精算の実費相当単価 26

Ⅰ　基本事項

1.　約款の適用

(1) 当社が次の①から③までの要件を全て満たす託送供給を行う場合、料金その他の供給条件はこの託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。

① ガス事業法第 2 条第 4 項の要件を満たすものであること。

② 託送供給の払出しが 3(10)の連結点で行われること。

③ 4 に規定する引受条件に適合すること。

(2) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意したうえで、託送供給を申し込んでいただきます。10 の定めに従い託送供給契約が成立したときは、この約款が託送供給契約の内容となります。

2.　約款の届出及び変更

(1) この約款は、ガス事業法第 76 条第 1 項に基づき、経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は、経済産業大臣に届け出てこの約款を変更することがあります。この場合には、託送供給の供給条件は変更後の託送供給約款によります。

3.　用語の定義

この約款において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

(1) 託送供給依頼者

ガス事業法第 2 条第 4 項に基づく託送供給を受けるために当社と託送供給契約を締結する方（検討の申込みをする方、託送供給契約の申込みをする方を含みます。）をいいます。

(2) 卸供給先事業者

託送供給依頼者から供給を受けたガスによりガス小売事業を行うガス小売事業者又は同ガスを他のガス小売事業者若しくは卸ガス事業を営む者に対して供給する者をいいます。なお、ガス小売事業、ガス小売事業者及び卸ガス事業は、それぞれガス事業法に定める意義を有します。

(3) 需要家

託送供給依頼者又は卸供給先事業者がガスを供給する相手方となる者をいいます。なお、卸供給先事業者は含みません。

(4) 需要家等

需要家及び卸供給先事業者をいいます。

(5) ガス導管事業者

ガス事業法第 2 条第 6 項及び第 8 項に定める一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者をいいます。

(6) ガス製造事業者

ガス事業法第 2 条第 10 項に定めるガス製造事業者をいいます。

(7) 圧力

受入地点及び連結点におけるガスの静圧力をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

(8) 受入地点

託送供給において、当社が託送供給依頼者からガスを当社の導管に受け入れるガスの受渡地点をいいます。

(9) 払出地点

託送供給において、当社が託送供給依頼者に対してガスを当社の導管から払い出すガスの受渡地点をいいます。

(10) 連結点

払出地点であって、当社と他のガス導管事業者が締結した事業者間精算契約の対象となる、当社が維持及び運用する導管と当該他のガス導管事業者が維持及び運用する導管とが連結する地点をいいます。

(11) 供給計画

ガス事業法第 81 条第 1 項に定める供給計画をいいます。

(12) 託送供給契約

託送供給約款、基本契約及び個別契約を合わせた契約の総称をいいます。

(13) 基本契約

託送供給に関わる事項を託送供給依頼者ごとに定める契約をいいます。

(14) 個別契約

連結点ごとに適用される事項を+6 契約をいいます。

(15) 事業者間精算契約

当社が連結点で導管が接続している他のガス導管事業者と締結する契約をいいます。

(16) 託送供給開始日

個別契約に定める託送供給期間の始期をいいます。

(17) 契約年間託送供給量

個別契約に定める契約月別託送供給量の 1 年間の合計量をいいます。

(18) 契約月別託送供給量

個別契約に定める月別の託送供給量をいいます。

(19) 受入ガス量

当社が一の託送供給依頼者から受入地点で受け入れる、毎正時を起点とした 1 時間ごとのガス量をいいます。

(20) 払出ガス量

当社が託送供給依頼者に連結点で払い出す、毎正時を起点とした 1 時間ごとのガス量をいいます。

(21) 契約最大受入ガス量

基本契約に定める受入ガス量の最大値をいいます。

(22) 契約最大払出ガス量

個別契約に定める払出ガス量の最大値をいいます。

(23) 計画払出ガス量

託送供給依頼者が策定した、ある払出エリアにおける払出ガス量の計画値をいいます。

(24) 月別受入ガス量

一の託送供給依頼者の各受入地点における毎月 1 日 0 時を起点として、当該月末 24 時までの 1 か月ごとの受入ガス量及び調整指令に基づき当該託送供給依頼者分としてガス製造事業者等が注入したガスの量の総量をいいます。

(25) 月別払出ガス量

一の託送供給依頼者の各連結点における 1 か月ごとの払出ガス量を合計したものをいいます。

(26) 算定期間

契約最大払出ガス量超過補償料を算定するための対象となる期間をいい、毎月 1 日 0 時から同月末日 24 時までの 1 か月をいいます。

(27) 契約最大払出ガス量超過補償料

算定期間において最大払出ガス量が契約最大払出ガス量の 105%に相当する量を超えた場合に、託送供給依頼者が当社に支払わねばならない金員をいいます。

(28) 注入計画乖離補償料

注入指示量と受入ガス量に生じた差の絶対値が注入指示量の 5%を超えた場合に、託送供給依頼者が当社に支払わねばならない金員をいいます。

(29) 過不足ガス量精算料

21 に定める条件に基づき、当社が託送供給依頼者に又は託送供給依頼者が当社に支払わねばならない金員をいいます。

(30) 補償料等

契約最大払出ガス量超過補償料、注入計画乖離補償料及び過不足ガス量精算料（ただし、過不足ガス量精算料については、託送供給依頼者が当社に支払う場合に限ります。）をいいます。

(31) 注入グループ

払出エリアが同一となる受入地点を合わせたグループをいいます。

(32) 払出エリア

任意の受入地点から受け入れたガスを任意の場所で払い出すことが可能な、当社が策定したエリアをいいます。払出エリアは、当社があらかじめ設定し、別表第 1 に定めます。なお、払出エリアは、製造設備の新設等に応じて見直すことがあります。

(33) 注入計画

導管へ注入する 1 時間ごとのガス量の計画値をいいます。

(34) 振替供給

託送供給依頼者がガスを注入する受入地点の属する払出エリア以外の払出エリアにおける連結点に対する託送供給を希望する場合、これに応じるために、当社からの指示に基づき、当該託送供給依頼者以外の者が、受入地点に注入するガス量の増減調整を行うことをいいます。

(35) 月次繰越ガス量

月別払出ガス量と月別受入ガス量に生じた差のうち、注入計画に反映させるガス量をいいます。

(36) 日次繰越ガス量

0 時を起点として当該日 24 時までの 1 日ごとの注入指示量又はこれに調整指令を反映させたガス量と受入ガス量に生じた差の合計値をいいます。

(37) 注入指示量

当社が託送供給依頼者に通知した受入地点ごとの導管へ注入する 1 時間ごとのガス量の計画値をいいます。

(38) 調整指令

当社が当日の任意の時間において、導管へ注入するガス量を注入指示量から変更して通知することをいいます。

(39) 過不足ガス量

月別受入ガス量と月別払出ガス量に差異をいいます。

(40) ガス工作物

ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。

(41) 供給者切替

同一の連結点、同一の需要家等に対する託送供給において、0 時を境に託送供給依頼者が変更されることをいいます。

(42) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(43) 書面等

書面及び電磁的記録をいいます。

(44) 休日

日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日、5 月 1 日、12 月第 1 月曜日、12 月 29 日及び 30 日をいいます。

(45) 営業日

(44)に定める休日以外の日をいいます。

(46) 不可抗力事態

天災地変、戦争、暴動若しくはストライキ又は重大な伝染病の蔓延又は電気、上下水、工業用水若しくは通信の途絶又はガス工作物の事故その他事由の如何を問わず、当社の責によらない事由により託送供給が不可能となった場合又は重大な支障が生じた場合をいいます。

4. 引受条件

当社は、託送供給依頼者から提示された条件が次の(1)から(11)までの条件を全て満たす場合、託送供給をこの約款により引き受けます。

(1) ガスの受入れ及び払出しが、附則 3 に定める場所で閲覧に供される地形図に示す当社の導管において行われるものであること。なお、振替供給を要する場合には、注入するガス量の増減調整を依頼された者の製造設備の余力の範囲内であること。

(2) 受入地点から連結点までの区間が、当社の維持及び運用する導管で接続されていること。

(3) 託送供給するガス量その他の託送供給条件が、受入地点から連結点への供給計画を踏まえた当社の導管の供給能力の範囲内であり、かつ当社導管系統運用上において当社の託送供給の事業の遂行に支障を生じさせないものであること。

(4) 受け入れるガスが、別表第 2 に定める基準を満たし、かつ需要家のガス使用に悪影響がないこと。また、受け入れるガスが別表第 2 の基準を満たすことについて託送供給依頼者が監視及び記録のうえ、当社の求めに応じて当社に報告すること。

(5) 託送供給するガスが、受入地点において、当社の導管への注入に必要十分な圧力を有すること。

(6) 託送供給依頼者が、基本契約の有効期間内にわたり、安定的に所定の量と性状のガスを製造又は調達し、受入地点において注入が可能であること。

(7) 託送供給依頼者において、ガスの受入地点に別表第 3 に掲げる設備等を設け、常時監視が行えること。なお、設備等の具体的内容は個別ケースごとの条件に応じて決定し、基本契約で定めます。

(8) 託送供給依頼者が受入地点に設置する受入設備、又は受入地点で託送供給依頼者が確保した注入能力が、次の①から③までを合計した託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。

① 当該託送供給依頼者の基本契約における契約最大受入ガス量
② 日次繰越ガス量を翌々日以降に追加注入する際に必要な供給力で①の 5%
③ 月次繰越ガス量を翌々月に追加注入する際に必要な供給力で①の 5%

(9) 各個別契約における契約年間託送供給量が、100,000m^3(Std)以上であること。

(10) 託送供給に関して、託送供給依頼者が、当社の調整指令に基づきガス製造事業者等にガスの製造等を依頼し、導管へガスを注入すること。

(11) 託送供給依頼者において、保安上又はガスの安定供給上必要な場合に迅速な対応が可能な体制及び設備を有すること。

5. 提供を受けた情報の取扱い

当社は、託送供給依頼者より提供を受けた情報については、託送供給及び保安業務の目的以外に使用しません。ただし、法令上必要とされる場合又は相手方の同意を得た場合には、この限りではありません。

6. 単位及び端数処理

(1) ガス量の単位は、基準状態（温度 15.6℃、絶対圧 101.325kPa、相対湿度 100%）での 1 立方メートル（以下「m^3(Std)」といいます。）とし、小数点以下は読みません。

(2) 1 m^3(Std)と、標準状態（温度 0℃、絶対圧 101.325kPa、相対湿度 0%）でのガス 1 立方メートル（以下「m^3(Nor)」といいます。）の換算が必要な場合は、次の算式によって換算します。

＜算式＞ 1 m^3(Std) = 1 m^3(Nor) × 1.0759

(3) 託送供給契約により発生する金額を算定した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。消費税等相当額を加算して申し受ける場合は、消費税等相当額については 1 円未満の端数を四捨五入します。

7.　実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、基本契約及び個別契約に定めるほか、そのつど託送供給依頼者と当社との協議を経て当社が定めます。なお、当社は、必要に応じて需要家等と別途協議を行うことがあります。

II　契約の申込み

8.　検討の申込み

(1) 受入地点でのガスの注入又は連結点でのガスの払出しの検討を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、当該地点に関して次に掲げる事項を明らかにして当社に検討の申込みをしていただきます。なお、託送供給開始日は、当社の供給計画の期間内であることを条件とし、1 地点の検討につき 1 件として取り扱います。

－ 受入地点でのガス注入を希望する場合（受入検討） －

① 受入地点
② 託送供給依頼者が注入地点で確保した注入能力
③ 最大受入ガス量
④ 受入開始希望日
⑤ 受入ガスの性状及び圧力。ただし、当該性状及び圧力が一意の数値で定められない場合は、その範囲
⑥ 受入ガスの製造方式、調達計画及び管理体制
⑦ ①から⑥までの他、当社が必要と認める事項

－ 連結点でのガスの払出しを希望する場合（供給検討） －

① 連結点
② 月別託送供給量及び年間託送供給量
③ 払出開始希望日及び託送供給期間
④ 最大払出ガス量
⑤ 流量変動（1 日における 1 時間あたりのガスの流量の変動）
⑥ 払出ガスの圧力。ただし、当該圧力が一意の数値で定められない場合は、その範囲
⑦ 連結点の設備状況
⑧ ①から⑦までの他、当社が必要と認める事項

(2) 当社は、検討の申込みにあたり 1 件につき 8 万円を検討料として申し受けます。なお、検討料の支払義務は、当社に検討の申込みがなされた時点で発生します。また、検討において特別な作業等を要する場合には、事前に託送供給依頼者に通知しその要する費用の実費を追加で申し受けます。

(3) (2)の検討料に消費税相当額を加えた金額を、当社が請求書を発行した日の属する月の末日（当日が銀行の休業日となる場合はその翌営業日）までに、当社が指定した金融機関の預金口座に現金を振り込むことで支払っていただきます。なお、振込手数料は、託送供給依頼者の負担とします。

(4) (2)にかかわらず、供給者切替や、26(4)に基づく契約の変更等において、当社が認めた場合には、検討を要しないとすること又は検討料を申し受けないことがあります。

9.　託送供給の可否の検討及び通知

(1) 当社は、8 の検討の申込みがあった場合には 4 の引受条件や他法令との関係等を確認したうえで、その検討結果を申込受付日から 3 か月以内に託送供給依頼者に通知します。当該通知においては、この約款による託送供給が可能な場合には計量方法に関する事項及び負担いただく金額の概算等を、不可能な場合にはその理由を、それぞれ付します。

(2) (1)で託送供給が可能と通知した場合における検討結果の有効期間は、通知した日から 6 か月間とします。

(3) 申込みの内容により、(1)に定める期間を超えて検討が必要な場合、又は追加検討を実施する場合には、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、検討期間を定めます。

10. 契約の申込み及び成立

(1) 託送供給を希望する託送供給依頼者には、当社と基本契約及び個別契約を締結していただきます。個別契約の締結にあたっては、基本契約の締結を事前又は同時に行っていただきます。

(2) (1)の契約締結にあたり、基本契約の場合は当該契約の有効期間の始期の 3 か月前までに、個別契約の場合は託送供給開始日の 1 か月前までに、当社の定める様式により契約の申込みをしていただきます。

(3) (2)の契約の申込みにあたり、事前に 8 の検討の必要がある場合は、9(1)により当社が通知した検討結果に従い、9 (2)の通知の有効期間内に契約の申込みをしていただきます。なお、個別契約の申込時において、契約を希望する最大払出ガス量が 9(1)により通知した検討結果の数値より、増加する場合又は 90%未満に減少する場合については、再度検討の申込みをしていただきます。

(4) (2)にかかわらず、供給者切替による個別契約の申込みの場合は、託送供給開始日の 12 営業日前までの申込みが可能です。ただし、託送供給開始日の 12 営業日前までに当該連結点に対する既存の個別契約の解約の申込みがない場合は、当該個別契約の申込みを承諾できないことがあります。

(5) 託送供給の実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で当該事項を協議し、当該協議が調った後、基本契約及び個別契約の申込みを承諾します。

(6) 基本契約及び個別契約は当社と託送供給依頼者が書面等にて当該契約を締結したときに成立します。基本契約及び個別契約の両方の発効をもって、当社は託送供給の実施の義務を負います。

(7) 託送供給依頼者は、当該依頼者において託送供給開始のために託送供給開始日に行うべき必要な作業がある場合、これを同日に行っていただきます。当該作業を行った場合には、原則として 5 営業日以内に当社に報告していただきます。

(8) 当社は、不可抗力事態その他のやむを得ない理由によって託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由を通知し、あらためて託送供給依頼者と協議のうえ託送供給開始日を定めて託送供給を開始します。この託送供給開始日を改めたことに起因して託送供給依頼者に損害が生じた場合、当社はその損害を賠償しません。

11. 承諾の義務

当社は、託送供給契約の申込みがあった場合には、次の(1)から(3)までのいずれか又は複数の場合に該当するときを除き、承諾します。託送供給契約の申込みを承諾できないときは、その理由を遅滞なく託送供給依頼者に通知します。

(1) 次の①から④までのいずれか又は複数の事由により託送供給契約を締結することが不可能又は著しく困難な場合

① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令又は条例によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合

② 不可抗力事態に定める事由又はガス工作物の状況等により託送供給能力が減退した場合

③ 申し込まれたガスの受入地点又は連結点が、託送供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合

④ ①から③までの他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力では託送供給が不可能又は著しく困難な場合

(2) 22 の託送供給の制限等の事由に該当する場合や、託送供給依頼者が当社との他の託送供給契約等（既に終了しているものを含みます。）における債務の履行状況等によりやむを得ない場合

(3) 託送供給依頼者が、4 の引受条件に定める条件又は 9(1)で通知した供給の条件を満たさない場合

12. 託送供給契約の単位

(1) 当社は、1 託送供給依頼者につき 1 基本契約を締結します。なお、託送供給依頼者が、別途当社と小売託送供給約款に基づく基本契約を締結する場合は、原則として、その内容も含めた 1 基本契約を締結します。この場合、19 から 21 までの規定についても、小売託送供給約款と一体として取り扱います。

(2) 基本契約の有効期間は、当社の供給計画の期間内とし、原則として 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年単位とします。ただし、新たに託送供給を開始する場合や供給者切替の場合には、1 年未満の基本契約を締結することがあります。

(3) 当社は、原則として 1 連結点につき 1 個別契約を締結します。ただし、複数連結点がある場合であっても、当該複数連結点が同一の払出エリアに属する等当社が認めるときは、1 個別契約を締結することがあります。

(4) 個別契約の有効期間は、基本契約の有効期間内とし、原則として 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年単位とします。ただし、新たに託送供給を開始する場合や供給者切替の場合には、1 年未満の個別契約を締結することがあります。また、緊急時対応、緊急時を想定した訓練その他特別な事由がある等、当社が認める場合には、託送供給依頼者と協議のうえ合意した有効期間の個別契約を締結することがあります。

III　ガス量及び補償料等の算定

13.　計量

(1) 当社は、受入ガス量及び払出ガス量を、それぞれの受渡地点に設置する取引用流量計によって計量し、その詳細は別途定めます。

(2) (1)の計量は、託送供給契約の有効期間を通して原則として 1 時間ごと毎正時に行います。

(3) 流量計に付属する設備として通信設備を設置し、計量されたデータを通信設備により読み取ります。

(4) 一の受入地点において当該託送供給に係るガスの受入れと同時に他のガスの受入れが行われる場合は、原則として月別払出ガス量に基づき按分し、当該 1 か月の受入ガス量を算定します。ただし、当該方法で受入ガス量を算定できないと当社が判断した場合は、19(1)に定める計画払出ガス量を踏まえて、当該 1 か月のガス量を算定することがあります。

(5) 一の連結点において当該託送供給に係るガスの払出しと同時に他のガスの払出しが行われる場合であって、当該託送供給に係る払出ガス量を区分して計量できないと当社が判断するときの取扱いは、別途、託送供給依頼者、当社及び関係当事者間の協議によって定めます。

(6) 流量計の点検、入替、故障又は災害等によって正しく計量できなかった場合における、受入ガス量及び払出ガス量は、託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。

(7) 当社は、算定期間ごとに計量の結果を速やかに託送供給依頼者に通知します。

14.　契約最大払出ガス量超過補償料

(1) 当社は、算定期間において最大払出ガス量が契約最大払出ガス量の 105%に相当する量を超えた場合、次の算式によって算定される契約最大払出ガス量超過補償料を申し受けます。なお、当該補償料の支払義務は、補償料に該当する事由の発生した月の翌月 1 日に発生します。

＜算式＞

契約最大払出ガス量超過補償料 ＝（最大払出ガス量－契約最大払出ガス量 × 1.05）
× 流量基本料金単価(※) × 0.5 × 当該個別契約の有効期間の月数

（※）事業者間精算契約で適用される当社の事業者間精算料金表の流量基本料金単価をいいます。

(2) (1)にかかわらず、個別契約の有効期間中、当該算定期間より前に契約最大払出ガス量超過補償料の支払義務が発生した場合は、当該算定期間において(1)の算式で算定された金額が支払義務発生済みの金額（複数回発生していた場合はその合計額）を超えたときにのみ、その差額を契約最大払出ガス量超過補償料とします。

(3) 託送供給契約に伴い締結を要する事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者の小売託送供給約款において、契約最大払出ガス量超過補償料条項に相当する条項の定めがない等の場合は、(1)の算式により算定する額に加え、当社は別途個別契約において契約最大払出ガス量超過補償料を定めることがあります。

15.　補償料等の支払い

― 託送供給依頼者が当社に支払う場合 ―

(1) 補償料等は、その金額に消費税相当額を加えた金額を支払義務発生の日の属する月の末日（以下「支払期日」といいます。ただし、当日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日を支払期日とします。）までに、当社が指定した金融機関預金口座に現金を振り込むことで支払っていただきます。なお、振込手数料は託送供給依頼者の負担とします。

(2) 補償料等が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から支払日（指定の金融機関口座に補償料等が着金した日をいいます。）までの期間に対し、補償料等の金額に対して年 10%の延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。

(3) 契約最大払出ガス量超過補償料、延滞利息、注入計画乖離補償料及び過不足ガス量精算料は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

― 当社が託送供給依頼者に支払う場合 ―

(4) 当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に現金を振り込むことで支払います。なお、振込手数料は当社が負担します。

(5) 当社が支払期日までに支払わない場合、支払期日の翌日から支払日までの期間に対し、過不足ガス量精算料の金額に対して年 10%の延滞利息を託送供給依頼者に支払います。

(6) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序で支払います。

16.　保証金

(1) 当社は、託送供給依頼者から、この約款に基づく申込みや託送供給の開始に先立って、又は供給継続若しくは再開の条件として、当社の定める金額の保証金を預かることがあります。

(2) 保証金の預かり期間は、2 年以内とします。ただし、当社は当該預かり期間を延長することができます。なお、保証金には利息を付しません。

(3) 当社は、託送供給依頼者から保証金を預かっている場合において、その託送供給依頼者から支払期日を経過してもなお補償料等及び延滞利息の支払いがなく、かつ当社の督促後 5 日以内になお支払いが確認できないときは、保証金をもってその補償料等及び延滞利息に充当します。この場合、保証金の不足分を託送供給依頼者に補充していただきます。

(4) 当社は、預かり期間の終期又は 26 の規定により託送供給契約が終了した日のいずれか早い日に、保証金（(3)に規定する未収の補償料等及び延滞利息がある場合にあっては、その金額を控除した残額をいいます。）を速やかに返金します。

17.　工事に伴う費用の負担

(1) 託送供給実施にあたり、ガスの受入れ及び払出しのため、又はガスの性状及び圧力を監視するための当社設備等について新たに設置、増強、更新その他何らかの改変を要する場合、託送供給依頼者と工事に関する契約を締結のうえ、その工事費用（以下「工事負担金」といいます。）を託送供給依頼者から申し受けます。

(2) (1)のうち、当社が改変する流量計及び通信設備等の付帯施設の本体金額は、当社が負担します。

(3) 工事後、設備の所有権は、費用負担の如何にかかわらず、受入地点の責任分界点から連結点の責任分界点までの部分については当社に帰属するものとし、それ以外の部分については、託送供給契約にてその所有者を定めます。なお、当社に帰属した設備は、他の託送供給依頼者からガスの供給を受ける場合にも使用されます。

(4) 託送供給依頼者は、当社が設置又は所有する設備等の工事及び維持管理に必要な用地の確保について、協力していただきます。

(5) 複数の託送供給依頼者から工事の申込みがあったことに伴い供給施設の改変を行う場合において、当社が同時に設計及び見積を行い、一括して同一の設計書で工事を実施することができるときは、託送供給依頼者と協議のうえ、1 つの工事として取り扱うことがあります。その場合、各託送供給依頼者の工事負担金の割合については託送供給依頼者との協議により決定します。

(6) 当社は、工事負担金に消費税相当額を加えた金額を、原則として工事金額確定日の翌月末日までに全額申し受けます。ただし、当社が債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事負担金見積額を全額申し受け、工事金額確定日の翌月末日までに、当該確定金額に応じて精算します。なお、当社が必要と認めた場合には、工事負担金を 2 回以上に分割して申し受けます。また、工事着手前に申し受けた工事負担金には、利息を付しません。

(7) 当社の責に帰すべき事由による場合を除き、工事に関する契約が変更又は解約されるときは、当社が既に要した費用及び変更又は解約によって生じた損害を賠償していただきます。

(8) (7)の賠償の範囲は次の①から④までとし、それぞれ消費税等相当額を加えます。
① 既に実施した設計見積の費用
② 既に工事を実施した部分についての材料費及び労務費等の工事費並びに工具及び機械等の使用に要した費用
③ 原状回復に要した費用
④ ①から③までの他、工事の実施についての準備をしたことによる損害

(9) (6)及び(7)は、当社が指定した金融機関預金口座に現金を振り込むことで支払っていただきます。なお、振込手数料は託送供給依頼者の負担とします。

(10) 当社は、次の①から④までの事由により供給施設の工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、施工できないことがあります。なお、その場合にも(7)に規定する損害賠償の対象となります。
① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令又は条例によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
② 設置する場所が、特異地形等であって工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合
③ ①及び②の他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力では工事の実施が不可能な場合
④ ①から③までに該当しない場合であって、当社がやむを得ないと判断した場合

18. その他の設備

払出ガスに熱量調整や付臭等が必要となる場合は、原則として託送供給依頼者にそのための設備を設置していただきます。当社に当該設備の建設等工事を依頼する場合は、別途工事に関する契約を締結し、当社が必要と認める費用を託送供給依頼者に全額負担していただきます。

IV　託送供給

19.　託送供給の実施

(1) 託送供給依頼者は、託送供給の実施に先立ち、計画払出ガス量を算定し、前日までに当社に通知していただきます。

(2) 当社は、注入グループごとに注入計画を算定します。なお、一の注入グループに対して、複数の託送供給依頼者が通知した計画払出ガス量がある場合は、注入計画を 1 日の計画払出ガス量の合計量に応じて按分し、託送供給依頼者ごとの注入計画を算定します。

(3) 振替供給を行う場合、当社は、(2)で算定する注入計画を修正します。

(4) 当社は、(2)で算定した注入計画（(3)による修正があった場合は、修正された注入計画）に日次繰越ガス量及び月次繰越ガス量を反映し、注入指示量として託送供給依頼者に通知します。

(5) 託送供給依頼者は、注入指示量と受入ガス量が毎正時から始まる 1 時間ごとに一致するよう調整していただきます。

(6) 当社は調整指令を行うことがあります。調整指令の詳細は、託送供給依頼者と別途協議のうえ定めます。なお、調整指令を行った場合、託送供給依頼者の受入ガス量は調整指令前の注入指示量を満たしたものとみなします。

(7) 当社は、当社工事により注入計画を著しく変更しなければならない場合であって、調整指令で対応できないときは、託送供給依頼者に対応いただくか、託送供給量を制限することがあります。

(8) 当社が適当と判断する場合、前号までの規定とは異なる取扱いをすることがあります。

20.　託送供給するガス量の差異に対する措置

(1) 日次繰越ガス量が生じた場合、当社は原則として当該日の 2 日後の注入計画に反映します。

(2) 注入指示量と受入ガス量に生じた差の絶対値が注入指示量の 5%を超えた場合は、次の算式により算定する金額を、注入計画乖離補償料として申し受けます。なお、注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月 1 日に発生します。

＜算式＞ 注入計画乖離補償料 ＝　（注入指示量　－　受入ガス量）の絶対値　×　別表第４に定める注入計画乖離単価

21.　ガスの過不足の精算

過不足ガス量が生じた場合の取扱いについては、次の(1)から(5)までのとおりとし、その細目は託送供給契約に定めます。 なお、過不足ガス精算料が発生する場合の当該精算料支払義務は、精算対象月の翌々月 1 日に発生します。

(1) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者において、過不足ガス量が月別受入ガス量の 5%以下の場合、過不足ガス量を発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映します。

(2) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者又は特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が、月別受入ガス量の 5%を超える場合、計画払出ガス量の当該月の総量と月別払出ガス量の差異の絶対値が計画払出ガス量の当該月の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、次の①及び②のとおり取り扱います。

① 全ての託送供給依頼者の乖離率が 5%以下の場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の 5%を超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の 5%のガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映します。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の 5%を超える託送供給依頼者が複数いる場合は、5%全量を繰り越せないことがあります。

また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、次のとおり取り扱います。

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合）

当社は、(3)に定める当該託送供給依頼者の実費相当額を過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払います。

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合）

当社は、(3)に定める当該託送供給依頼者の実費相当額を過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けます。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の 5%以下の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、別表第 5 の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映します。

また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、次のとおり取り扱います。

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合）

当社は、(3)に定める当該託送供給依頼者の実費相当額を過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払います。

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合）

当社は、(3)に定める当該託送供給依頼者の実費相当額を過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けます。

② 全て又は特定の託送供給依頼者の乖離率が 5%を超過した場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の 5%を超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の 5%のガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映します。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の 5%を超える託送供給依頼者が複数いる場合は、5%全量を繰り越せないことがあります。

また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、次のとおり取り扱います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

― 起因者の場合 ―

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合）

当社は、別表第 6 の算式(A)により算出した金額を過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払います。

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合）

当社は、別表第 6 の算式(B)により算出した金額を過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けます。

― 起因者以外の場合 ―

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合）

当社は、(3)に定める当該託送供給依頼者の実費相当額を過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払います。

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合）

当社は、(3)に定める当該託送供給依頼者の実費相当額を過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けます。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の 5%以下の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、別表第 5 の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映します。

また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、次のとおり取り扱います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

― 起因者の場合 ―

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合）

当社は、別表第 6 の算式(A)により算出した金額を過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払います。

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合）

当社は、別表第 6 の算式(B)により算出した金額を過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けます。

― 起因者以外の場合 ―

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合）

当社は、(3)に定める当該託送供給依頼者の実費相当額を過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払います。

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合）

当社は、(3)に定める当該託送供給依頼者の実費相当額を過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けます。

(3) 当社と託送供給依頼者との間で過不足ガス量の精算に用いる実費相当単価は、精算対象月の託送供給依頼者のガス生産・購入単価に、製造単価を加算して算定し、その詳細は別表第 7 に定めます。

(4) 当社と託送供給依頼者との間で過不足ガス量の精算に用いる「構成比率」及び「換算係数」は、原則として当社が算定します。ただし、託送供給依頼者が希望し、当社の定める帳票等の算定根拠を提示することにより当社が妥当と判断する場合には、当該託送供給依頼者が当社に託送供給依頼をするガスの構成比率及び換算係数に代えることがあります。この値は基本契約に定め、変更はできません。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、個別契約の終期の 2 か月前の日が属する月から個別契約の終期が属する月までに生じた過不足ガス量及び工事等に起因する過不足ガス量の取扱い（金員での精算を含みます。）は、別途当社が定めます。

22. 託送供給の制限等

(1) 託送供給依頼者は、受入地点において注入するガスの性状又は圧力が託送供給契約と相違する場合、当社の求めに応じてガスの注入を中止していただきます。

(2) 託送供給依頼者は、次の①から③までの事由のいずれかに該当する場合には、受入地点における当社へのガスの注入又は連結点における払出しを制限又は中止していただきます。

① 受入ガス量が当社の通知する注入指示量に比して著しく乖離したと当社が判断した場合
② 託送供給依頼者が、25 に掲げる当社係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合
③ 託送供給依頼者が、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合

(3) 当社は、(1)又は(2)のいずれかの場合に該当するにもかかわらず、託送供給依頼者がガスの注入又は払出しを制限又は中止しない場合には、託送供給の制限又は中止をすることがあります。その際は、当社はあらかじめその旨を託送供給依頼者に通知します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

(4) 当社は次の①から⑧までの事由のいずれかに該当する場合には、託送供給依頼者に通知することなく、託送供給の制限又は中止をすることがあります。

① 不可抗力事態が生じた場合
② ガス工作物に故障が生じた場合
③ ガス工作物の修理その他工事施工のため必要な場合
④ 法令の規定による場合
⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがある場合
⑥ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合
⑦ 託送供給依頼者が、託送供給契約又はその他関連する契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合
⑧ ①から⑦までの他、当社の特定ガス導管事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると当社が判断した場合

(5) 当社が託送供給の制限又は中止をしたことによる需要家等からの問合せ等に対しては、託送供給依頼者に対応していただきます。

23. 託送供給の制限等の解除

(1) 託送供給依頼者は、22(1)又は(2)によるガスの受渡しの制限又は中止を解除しようとする場合は、事前に当社と協議していただきます。

(2) 当社は、22(3)又は(4)により託送供給の制限又は中止をした場合において、その理由となった事実が解消された場合は速やかに制限又は中止を解除します。

(3) 託送供給依頼者の責による制限又は中止及びその解除に要する費用は、その制限又は中止の解除に先立って申し受けます。

24. 損害の賠償

(1) 託送供給（託送供給が制限又は中止されている場合を含みます。）に伴い、当社が損害を受けた場合は、託送供給依頼者にその損害を賠償していただきます。ただし、補償料等が発生するとともに、本号に基づく損害賠償債務も発生する場合については、補償料等と損害賠償債務の双方を支払っていただきます。

(2) (1)に関し疑義を避けるために付言すると、22(1)若しくは(2)の規定に違反して託送供給依頼者がガスの受渡しの制限若しくは中止を行わなかったことにより、又は 22(3)により、当社が損害を受けた場合は、その損害を賠償していただきます。22(4)において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合も同様とします。

(3) 託送供給（託送供給が制限又は中止されている場合を含みます。）に伴い、託送供給依頼者が損害を受けた場合であっても、当社の責に帰すべき事由がない場合は、当社はその損害を賠償しません。

(4) (3)に関し疑義を避けるために付言すると、不可抗力事態が生じたことにより託送供給依頼者が損害を受けた場合であっても、当社はその損害を賠償しません。

(5) (3)に関し疑義を避けるために付言すると、当社が、22(3)若しくは(4)の規定により託送供給の制限若しくは中止をし又は 26 の規定により解約をしたために、託送供給依頼者又は需要家等その他の第三者が損害を受けても、当社の責に帰すべき事由がない場合は、当社はその損害を賠償しません。

(6) 託送供給契約に基づき託送供給を制限又は中止をしたことにより、需要家等その他の第三者に損害が生じる等紛争が生じた場合は、託送供給依頼者に対応していただきます。

(7) 託送供給契約に基づき当社が賠償の責任を負う場合であっても、その責任を負う範囲は直接的かつ現実に生じた通常の損害に限られ、特別損害、間接損害、逸失利益、付随的損害及び結果的損害は賠償しません。

25. 立入り

(1) 当社は、次の①から⑦までのいずれか又は複数の作業のため必要な場合には、託送供給依頼者又は事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者の土地及び建物に、係員を立ち入らせることがあります。この場合、正当な事由がない限り、立入りを承諾していただきます。

① 計量値の確認作業
② 検査及び調査のための作業
③ 当社設備の設計、工事又は維持管理に関する作業
④ 22 の規定による託送供給の制限又は中止のための作業
⑤ 23 の規定による託送供給の制限又は中止を解除するための作業
⑥ 26 の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業
⑦ ①から⑥までの他、保安上必要な作業

(2) 託送供給依頼者は、(1)に定める土地及び建物への立入りについて、事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者の承諾を得ていただきます。

Ⅴ　託送供給契約の継続、変更及び終了等

26.　託送供給契約の継続、変更及び終了

(1) 締結済みの託送供給契約の継続を希望する託送供給依頼者は、基本契約は契約の有効期間満了日の 3 か月前までに、個別契約は契約の有効期間満了日の 1 か月前までに、当社様式により契約継続の意向を通知していただきます。なお、詳細は基本契約又は個別契約に定めます。

(2) (1)の継続意向に対し、当社が託送供給の継続に支障がないと認めた場合、基本契約は当社の最新の供給計画の終期まで、個別契約は基本契約の有効期間内を限度として、当該契約の有効期間の終期は原則として 1 年間に限りそれぞれ延長されます。

(3) 締結済みの託送供給契約の変更を希望する託送供給依頼者は、基本契約は変更を希望する期日の 3 か月前までに、個別契約は変更を希望する期日の 1 か月前までに、契約変更の申込みをしていただきます。なお、その変更の内容によっては、8(1)に規定する検討の申込みをしていただくことがあります。

(4) (3)の申込みを当社が承諾した場合、書面等により合意した期日をもって契約が変更されます。

(5) 契約の有効期間満了前に契約の解約を希望する託送供給依頼者は、基本契約は解約を希望する期日の 3 か月前までに、個別契約は解約を希望する期日の 1 か月前までに、契約解約の申込みをしていただきます。

(6) (5)の申込みを当社が承諾した場合、書面等により合意した期日をもって契約を解約します。なお、基本契約の解約の期日に個別契約が継続していた場合、当該解約期日をもって個別契約は終了します。

(7) 託送供給依頼者は、当該依頼者において託送供給終了のために託送供給終了日に行うべき必要な作業がある場合、これを同日に行っていただきます。当該作業を行った場合には、原則として 5 営業日以内に当社に報告していただきます。ただし、供給者切替に伴う個別契約の終了の場合はこの限りではありません。

(8) 関係法令の改正、又は著しい社会的・経済的変動等により、託送供給契約の存続が困難又は不適切と当社が認める場合には、契約期間中であっても当社は託送供給契約を解約又は変更することができます。この解約又は変更に起因して託送供給依頼者に損害が生じた場合、当社はその損害を賠償しません。

(9) 当社は、当社のガス工作物の全部又は重要な一部を、譲渡その他の形式により第三者へ特定承継させる場合があります。これに伴って当該ガス工作物を利用したガス託送事業の運営主体が当社から第三者に変更した場合には、当社は、託送供給依頼者の承諾なく、託送供給契約上の地位や権利義務等を譲渡先である第三者へ承継させること又は託送供給依頼者との全ての契約を解約することができます。この承継又は解約に起因して託送供給依頼者に損害が生じた場合も、当社はその損害を賠償しません。

(10) 当社は、次の①から⑤までのいずれか又は複数に該当する場合、あらかじめ託送供給依頼者に通知をしたうえで託送供給契約を解約することができます。この解約に起因して託送供給依頼者に損害が生じた場合、当社はその損害を賠償しません。

① 22(1)に違反して託送供給依頼者がガスの注入の中止を行わなかった場合

② 22(2)による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合

③ 22(4)による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合であって、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合

④ 託送供給依頼者が、補償料等又は延滞利息を支払期日までに支払わない場合

⑤ 当社が託送供給したガスに係るガスの供給契約が、当該託送供給の開始時点で成立していない、又は当該託送供給の開始以降に解約された場合

(11) 託送供給依頼者が次の①から⑦までのいずれか又は複数に該当する場合、契約の有効期間中であっても当社は託送供給依頼者へ何らの通知を行わずして直ちに託送供給契約を解約することができます。

① 破産、会社更生、民事再生、特別清算又は特別調停等の申立てを受け又は自ら申し立てた場合
② 滞納処分による差押え若しくは保全差押えがなされ、又は保全処分の申立てがなされた場合
③ 強制執行の申立てがなされた場合
④ 解散の決議がなされた場合
⑤ 営業の全部、重要な一部若しくは託送供給によるガスを供給する事業の譲渡がなされ 28 に規定する義務の履行がなされないと当社が判断した場合、又は廃止の決議がなされた場合合
⑥ 自ら振出し、引受けした手形又は小切手が不渡りとなった場合その他支払いが停止された場合
⑦ ①から⑥までの他、託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合

(12) 託送供給依頼者に(10)若しくは(11)又は両方に該当する事実が発生した場合、支払義務が発生していない補償料等及び延滞利息の支払義務は直ちに発生するものとし、これを含めて、託送供給依頼者が当社に対して負担する債務がある場合には、期限の利益を失い、催告を要することなく直ちに債務の全てを弁済していただきます。

(13) 託送供給契約の終了又は解約時において、当社設備の原状回復（託送供給依頼者又は需要家等その他の第三者が管理する敷地に設置された当社設備の撤去を含みます。）のための費用が発生する場合若しくは損害が発生する場合又は両方の場合、託送供給依頼者にその全額を負担していただきます。なお、負担していただく金員の支払期日は当社が定めます。

27. 託送供給契約終了後の関係

(1) 託送供給契約の有効期間中に当社と託送供給依頼者との間に生じた補償料等及び延滞利息その他の債権及び債務は、当該債務の弁済がなされるまで託送供給契約の終了後も消滅しません。

(2) 当社は、託送供給契約の終了後も、当社所有の設備等を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

28. 名義の変更

託送供給依頼者は、その事業の全部若しくは託送供給契約に関係のある部分を第三者に譲渡する場合、又は託送供給契約に関係のある事業の部分を分割する場合その他託送供給契約に関する事業について特定承継を生じさせる場合には、託送供給契約を特定承継の承継者に承継させ、かつ承継者の義務履行を保証していただきます。この場合、当社は、託送供給依頼者から、当社の求めに応じて当社の定める金額を保証金として申し受けることができます。なお、保証金に利息は付しません。

29. 債権の譲渡及び債務の承継

託送供給依頼者は、当社の書面等による承諾を得ることなく、託送供給契約に基づき発生する権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ又は担保の用に供してはなりません。

VI　保安等

30.　責任の分界

託送供給における責任の分界点は、受入地点及び連結点とし、その詳細は協議のうえ基本契約及び個別契約で定めます。

31.　保安責任

当社と託送供給依頼者とは、30 に定める責任の分界点を境に自己が責任を負うべき範囲について、それぞれ保安の責任を負います。

32.　災害時対応に関する託送供給依頼者の協力

災害対応に関する次の(1)から(3)までの事項について、当社は、あらかじめ託送供給依頼者と協議のうえ定めます。託送供給依頼者には、災害時は、迅速かつ円滑に対応していただきます。

(1)　災害対応を優先した当社の対策本部への参画など、災害時における組織及び体制に関すること。

(2)　人員及び資機材の確保並びに教育及び訓練その他平常時からの備えに関すること。

(3)　(1)及び(2)の他、保安確保及び迅速な復旧に必要な連携及び協力に関すること。

附 則

1. 実施期日

この約款は、2027 年 2 月 1 日から実施します。

2. 定期修理時等における取扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間に限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。）により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生ずる場合等の取扱いに関しては、当社と託送供給依頼者との間で別途協議のうえ定めます。

3. 託送供給検討及び託送供給契約の申込窓口等

(1) 当社における託送供給検討及び託送供給契約の申込窓口は、次のとおりとします。

石油資源開発株式会社 国内事業本部 ガス導管部 導管事業管理グループ
住所 〒940-8555 新潟県長岡市東蔵王 2-2-83
電話 0258(86)0135 (直通)

(2) この約款及び当社の特定導管の位置を明示した地形図の閲覧場所は、次に掲げる場所とします。

国内事業本部 〒940-8555 新潟県長岡市東蔵王 2-2-83
本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12

（別表第 1）　払出エリア

当社は次のとおり払出エリアを定めます。

エリア名	対象導管
導管 C	新潟県、山形県、宮城県、福島県内に敷設する当社導管

（別表第 2）　ガスの性状、圧力基準値とその監視方法

受け入れるガスの性状と圧力基準値は表 1 のとおりとします。なお「基準値」とは、受入地点において常時満たすべきガス性状等の上下限値であり、国産ガス又は LNG 気化ガスの基準となる数値です。

表 1

項目	基準値	備考
総発熱量 (13A)	41.97～45.56MJ/m^3(Nor)	受入・払出場所によって異なるため、個別協議
ウォッベ指数 (13A)	52.7～57.8	成分含有率(vol%)より算出 計算方法はガス事業法による
燃焼速度 (13A)	35.0～47.0	
比重	1.0 未満	
硫化水素	1vol ppm 以下	
受入圧力	受入地点の導管運用上の 最高圧力以下	流量制御弁の上流で託送供給契約量の受渡しに 十分な圧力
受入温度	3～50℃	

次の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議します。

・全硫黄 ・酸素 ・窒素 ・二酸化炭素 ・アンモニア ・水素 ・一酸化炭素
・C7 以上の重質炭化水素 ・ガスのノッキング性 ・炭化水素露点 ・水分 ・付臭剤
・その他の微量成分
（メタノール、 油分、 微量元素：V、Pb、Cl 等、 ジエン類：シクロペンタジエン等、
有害成分：ベンゼン、トルエン、キシレン等）

表 1 に示したガス性状等各項目の測定方法例及び監視方法を次の表 2 に示します。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない等、総合的な判断により連続監視を定期監視に変更する可能性があります。また、定期監視を必ずしも要しないとする可能性があります。

表 2 -測定方法及び監視方法

項目	測定方法（例）	監視方法
総発熱量	成分分析値からかの計算値	連続監視
燃焼性、比重		
炭化水素、水素、酸素、窒素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフ	
硫化水素	ガス事業法に基づく	定期監視
全硫黄		
アンモニア		
一酸化炭素	赤外線式 CO 分析計	
炭化水素露点	成分分析値からかの計算値	
水分	露点計	
流量	流量計	連続監視
圧力	圧力計	
温度	温度計	

（注1） 測定方法（例）については、個別協議により他の方法によることがあります。
（注2） 上記項目の測定記録は、当社に提出していただきます。
（注3） 上記のほか、法令の規定により、測定、記録が必要な場合は、その規定によるものとします。

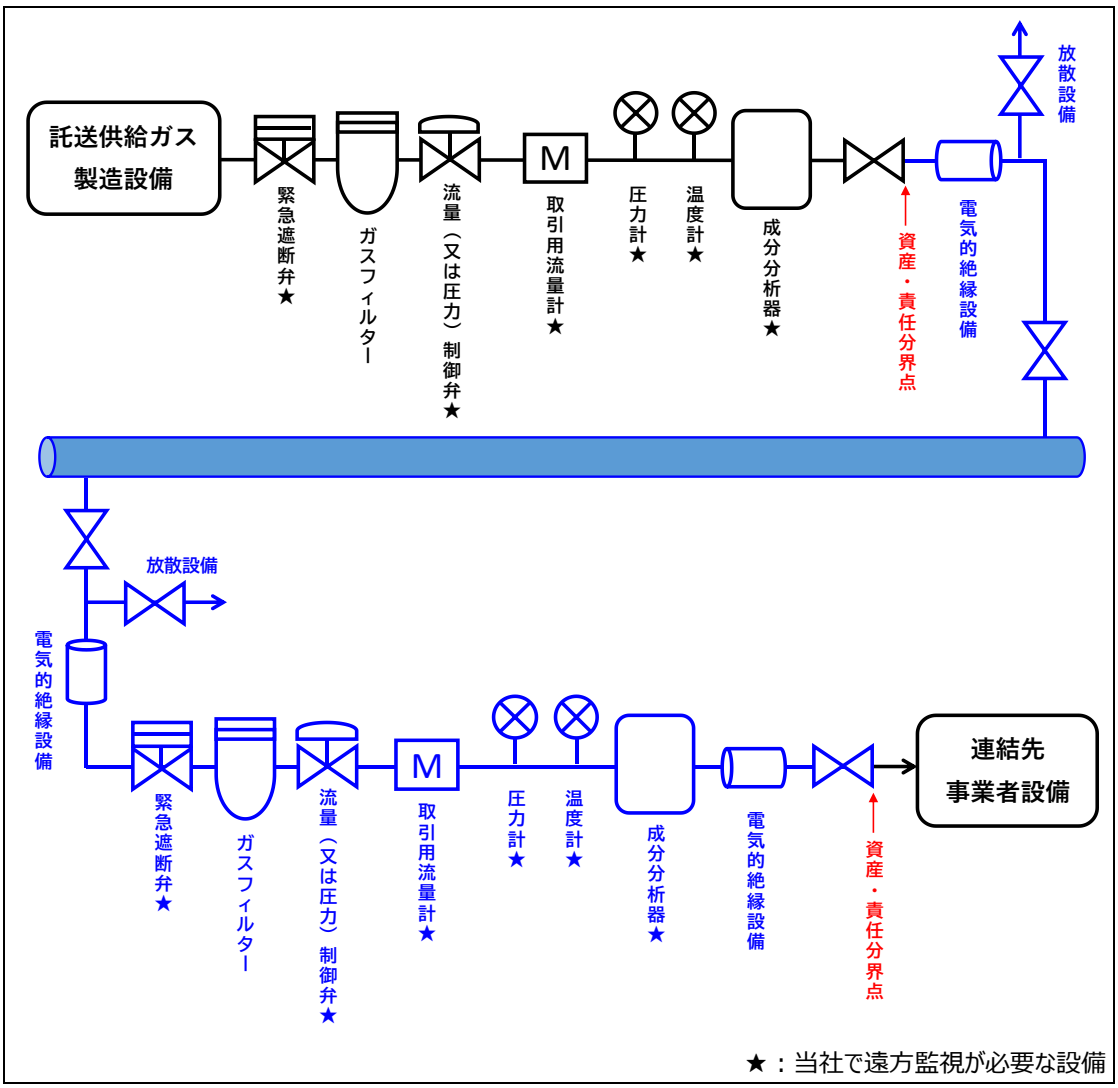
（別表第 3）　ガスの受入れのために必要となる設備

設備名	機能
成分等の測定設備	ガスの組成分析（炭化水素、水素、酸素、窒素、二酸化炭素） ガスの比重測定、ガスの熱量測定
ガスフィルター　（又はストレーナ）	不純物の除去
流量計	ガスの流量の測定　（２台）
温度計	ガス温度の測定
圧力計	ガス圧力の測定
流量（又は圧力）制御弁	ガスの流量　（又は圧力）　制御
テレメータリング・テレコントロール設備	遠隔監視及び制御
放散設備	オフスペックガスの放散
受入導管	受入地点までのガスの輸送

（注1）　設備仕様はガス事業法等関係法令、当社標準仕様、これに定めのない事項については、日本産業規格等によるものとし、詳細は個別に協議します。

（注2）　上記のほか、法令の規定、ガス製造方法等により設備が必要となる場合は個別に協議します。

（参考）　受入地点設備・連結点設備概要図



図はこの約款に基づき必要な設備を示したものです。図に例示のない必要設備の詳細は、個別に協議します。

（別表第 4）注入計画乖離単価

当社が託送供給依頼者から注入計画乖離補償料を申し受ける場合の注入計画乖離単価は、次のとおりとします。

注入計画乖離単価	12.77 円 ／ m^3(Std)

（別表第 5）月次繰越ガス量の計算

月次繰越ガス量の算式

月次繰越ガス量 ＝ 過不足ガス量

× 過不足ガス量が月別受入ガス量の５％を超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量の合計

÷ 過不足ガス量が月別受入ガス量の５％を超える託送供給依頼者の過不足ガス量の合計

（別表第 6） 過不足ガス量精算料の計算

算式(A)

過不足ガス量精算料

＝ 過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量

× ｛（精算対象月の全日本通関 LNG 価格 × 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率

＋ 精算対象月の全日本通関 LPG 価格 × 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率

＋ 石油石炭税等租税課金）

× 70%

÷ 公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数

＋ 製造単価 ｝

算式(B)

過不足ガス量精算料

＝ 過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量

× ｛（精算対象月の全日本通関 LNG 価格 × 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率

＋ 精算対象月の全日本通関 LPG 価格 × 託送供給依頼者と当社が合意した構成比率

＋ 石油石炭税等租税課金）

× 130%

÷ 公表されている数値に基づき当社が算定した換算係数

＋ 製造単価 ｝

（別表第 7）　ガスの過不足精算の実費相当単価

当社と託送供給依頼者との間で過不足ガス量を精算する際の実費相当単価は、次のとおりとします。

実費相当単価	((1)ガス生産・購入単価＋(2)製造単価）円 ／ m^3(Std)

(1) ガス生産・購入単価

＜算式＞　ガス生産・購入単価

＝ 託送供給依頼者が精算対象月においてガスの生産及び購入等に要した費用

÷ 精算対象月における託送供給依頼者のガスの生産及び購入等の量

なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社の定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。

ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに、「精算対象月の全日本通関 LNG 価格及び全日本通関 LPG 価格」を用いた精算を選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申込時に、「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通関 LNG 価格及び全日本通関 LPG 価格」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更できません。

(2) 製造単価

12.77 円 ／ m^3(Std)